

# 僧階を新しく取るには

宗徒および助教師が教師検定に合格されて、伝宗伝戒を成満されると僧階「律師」が新たに叙任されます。

## 注意事項

叙任申請は不要です。

※単位の見込みや認定まちで入行された方は各養成機関からの報告を受けた後の叙任となります。  
(叙任申請は不要です)

※20歳未満の方は20歳に達した後の叙任となります。

※平成18年4月1日以前に、大正大学または佛教大学の学部、専攻科、大学院および佛教大学通信教育課程その他教師資格単位修得の課程に入学し、既にその履修を開始し、または既に開講された教師養成講座においてその受講を始めた方(修業年限を超えた者は除く)は、叙任申請が必要になります。

様式番号	55	申請書名	僧階(律師・少僧都)新叙任申請書
------	----	------	------------------

## お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105